

令和5年6月5日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年6月5日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

議員各位には多忙のところ、定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今より、令和5年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

今日から6月議会が開会致します。議員の皆様方には、日頃から議員活動にご精励頂いていることだと拝察を致しております。

先日の2号台風の時には、大雨警報が発令をされました。しかし、何事もなく無事に台風が通過して行って、そして私どもにも何も被害がなかったということには、少し安堵しているところではあります。

議員の皆様方のご協力にも感謝をしているところです。また、新型コロナウイルスの感染状況におきましても、少し出口が見えてきたような感じが致しております。3月からは、マスクの着用も本人の判断に任せることになっておりますし、5月の8日からは、2類から5類に引下げられたということで、国の方向性としても、もう社会経済活動の推進の方に大きく舵を切っているということが感じられているところであり、しかし、まだ終息した訳ではありませんので、議員の皆様方におかれましては、自分の健康は自分で守るという原則のもとで、感染防止対策を施して頂いて、そしてお身体をご自愛されて、議員活動にご精励頂きたいと願っております。

今日からの、この6月議会が皆様方にとって、また私どもにとっても意義のある議会となりますこと、心から願って冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いを致します。有難うございます。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 門 秀俊 君、14番 尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日6月5日から6月20日までの16日間とし、詳細については、議長の方でお諮りお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より6月20日までの16日間とし、日程については6月5日、月曜日、今日ですけど提案説明。6日（火）、7日（水）休会、8日（木）一般質問、9日（金）一般質問、10日（土）、11日（日）休会、12日（月）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、13日（火）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会予備日、14日（水）から19日（月）まで休会、20日（火）を議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が12名となっております、8日（木）は通告順で1番から6番まで、9日（金）は通告順で7番から12番までと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日より6月20日までの16日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行ないます。

まず、議長報告であります、本日までに受理した請願は2件で、配布及びタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この2件を会期中の総務教育常任委員会に付託致しましたので、報告致します。

次に、監査委員より現金出納検査執行状況、町長より令和4年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和4年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、令和4年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和4年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和4年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町第3期健やか子ども基金条例の制定についてを議題と

致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、冨木田 君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

議案第 1 号、多度津町第 3 期健やか子ども基金条例の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、令和2年度から令和4年度の間、香川県から交付を受けておりました「新・かがわ健やか子ども基金」について、令和5年3月31日をもって終了となりましたが、令和5年度から3年間「第3期かがわ健やか子ども基金事業」として継続されることとなったため、新たに基金の設置条例を制定し、少子化対策、母子保健及び子育て支援事業を実施しようとするものでございます。

1 ページをご覧ください。条例の内容につきましては、第 1 条で基金の設置の目的を、第 2 条で基金の額を、第 3 条で基金の管理を、第 4 条で運用益の処理方法を、第 5 条で基金の処分を定めようとするものでございます。

また、第 6 条では、委任に関することを定めようとするものでございます。

附則と致しまして、第 1 項でこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日より適用しようとするものとし、次ページ、第 2 項で、この条例は令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失い、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上し、香川県に納付しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 1 号、多度津町第 3 期健やか子ども基金条例の制定についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第2号、財政事情の公表に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第 2 号、財政事情の公表に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に規定する財政状況の公表に関する条例の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

本条例は昭和 44 年以降改正されておらず、地方自治法の規定や現在の公表状況に合わ

せ、条文の全面的な見直しと整備を行うため、本条例の全部改正をしようとするものでございます。

改正につきましては、条例名について「財政事情」としておりましたものを地方自治法の表記に合わせて「財政状況」とし、「財政状況の公表に関する条例」に改めるものです。各条文につきましては、第1条は「趣旨」を、第2条は「公表の時期」を、第3条は「公表の内容」を、第4条は「公表の方法」を、第5条は詳細についての「委任」をそれぞれ規定するものでございます。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第2号、財政事情の公表に関する条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

お早うございます。

議案第3号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末、いわゆるスマートフォンによる交付を可能とするため、多度津町印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。第15条のうち、利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書と改め、1 ページ下段、2 行目から2 ページにかけて、移動端末設備を加えることで、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いて、多機能端末機で印鑑登録証明書を発行できるように改正するものでございます。

なお、附則において施行日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の日から施行すると規定をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第4号、多度津町心身障害児、通園、通学費補助条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、富木田 君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

議案第4号、多度津町心身障害児、通園、通学費補助条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本条例は、本町に居住する心身に障害のある児童が治療又は就学のため、通園・通学する児童の保護者に交通費の一部を助成しており、11の学校等を対象としております。今回の条例の一部改正は、香川県において令和5年4月1日より、特別支援教育の理念や特別支援学校の役割について一層の理解が図られることを目的に県立特別支援学校の校名が変更されたことに伴い、対象となる学校について校名を変更するものでございます。

また、今回改正するにあたり条文を見直した結果、事業の内容から「補助金」ではなく「助成金」に当たることから、条例の名称及び条文について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、条例の名称を「多度津町心身障害児の通園・通学費助成条例」に改めるものでございます。

次に、第1条において「通園、通学」を「通園・通学」に、「補助」を「助成」に改めるものでございます。

次に、1ページ下段から2ページをご覧ください。第2条は対象者について規定するもので「補助対象者」を「助成対象者」に、「次の学園、学校」を「次に掲げる学園又は学校」に、「補助金を支給する」を「助成金を交付する」に改め、対象となる学校名をそれぞれ「養護学校」から「支援学校」に、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に改めるものでございます。

また、高松支援学校の所在地の番地を「1098」から「1098-1」に、善通寺支援学校の所在地を「善通寺町字伏見2615」から「仙遊町2-1-2」に改めるものでございます。

次に、第3条から第5条の条文中「補助金」を「助成金」に、「支給する」を「交付する」に、それぞれ改めるものでございます。

3 ページをご覧ください。附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の多度津町心身障害児の通園・通学費助成条例の規定は、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第4号、多度津町心身障害児、通園、通学費補助条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。
タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

お早うございます。

議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、消防庁において「急速充電設備に係る規制のあり方、検討部会」が行われ、その検討部会の報告を踏まえ「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和5年2月21日に公布されました。

改正内容としまして、全出力200kWを超える急速充電設備は変電設備と見做されておりましたが、全出力20kWを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。

その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクター型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正が行われました。

また、平成30年7月に健康増進法（平成14年法律第103号）が改正され、受動喫煙防止の観点から多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例においても火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に係る改正について、本条例の一部を改正し、条文の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

1ページ目をご覧ください。第11条の2第1項、3行目の「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものを

いう。以下同じ。)を用いて」に改め、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。」に改めます。

2ページ目中段をご覧ください。同項第1号、「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同項第1号にア、イとして、「ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの」「イ 分離型のものにあつては、充電ポスト」を加えます。

同項第2号、「材料で造ること。」の後に「ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。」を加えます。同項第6号、「急速充電設備」を「コネクタ」に改めます。

3ページ目をご覧ください。同項第7号、「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自転車等に接続され」に改め、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改めます。同項第11号、「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改めます。同項第12号、「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改めます。同項第13号、コネクタの後の、「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削ります。同項第16号、当該蓄電池の後に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加えます。

4ページ目上段をご覧ください。同項中、第17号及び第18号を1号ずつ繰り下げ、第18号、第19号に改め、同項に第17号として次の号を加えます。(17)「急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。」を加えます。

4ページ中段をご覧ください。避雷設備についてです。第16条第1項の「日本産業規格をいう。」の後に「以下同じ。」を加えます。

続きまして、喫煙等について5ページ目をご覧ください。第23条第1項第3号「重要有形民族文化財」を「重要有形民俗文化財」に改めます。これは、字句の修正でございます。第23条第3項を削り、同条中第4項を1号繰り上げ、「第3号」に改めます。

6ページ目上段をご覧ください。同項第2号中の「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改めます。同条第4項を次のとおり加えます。4「第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又

は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。」同条第 5 項、「前項」を「第 3 項」に改めます。7 ページ目をご覧ください。「別表第 7 (第 23 条関係)」を削除して、「別表第 7 削除」に改めます。

なお、付則としまして、この条例は公布の日から施行しますが、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行します。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の多度津町火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によります。

新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとしします。

この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第 6 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

タブレットの 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 93 億 8,890 万円に歳入歳出それぞれ 8,160 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 7,050 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正です。

4 ページをお開き下さい。「第 2 表 地方債の補正」に記載してありますように、河川整備事業を 1,600 万円に、公営住宅建設事業を 1,500 万円に、保健体育施設整備事業を 1 億 950 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正は、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などとなっております。それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明を申し上げます。

18 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 4 万 8 千円の増額補正により、13 億 7,962 万 6 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 1,442 万円の増額補正により、31 億 4,099 万 3 千円に改めるもので、項 2. 児童福祉費の増額でございます。

内訳としては、目 1. 児童福祉費 1,330 万円、目 2. 児童保育費 112 万円をそれぞれ増額するものでございます。

22 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 5,135 万 1 千円の増額補正により、8 億 136 万 8 千円に改めるもので、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 344 万円の増額補正により、9 億 7,667 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は目 1. 土木総務費 60 万円の増額でございます。項 2. 道路橋梁費は目 4. 交通安全施設整備費 234 万円の増額でございます。項 6. 都市計画費は目 3. 緑化推進費 50 万円の増額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 1,234 万 1 千円の増額補正により、12 億 3,199 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は目 2. 事務局費 8 万円の増額でございます。項 5. 社会教育費は目 1. 社会教育総務費 10 万円の増額でございます。項 6. 保健体育費は目 3. 体育施設費 1,261 万 1 千円の増額でございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

10 ページにお戻り下さい。款 14. 国庫支出金は 5,135 万 1 千円の増額補正により、11 億 2,334 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は目 2. 衛生費国庫負担金 4,312 万 5 千円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は目 7. 衛生費国庫補助金 822 万 6 千円の増額でございます。

12 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,386 万円の増額補正により、7 億 295 万 8 千円に改めるもので、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 308 万 9 千円の増額補正により、6 億 769 万 3 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の増額でございます。内訳としては、目 2. 財政調整基金繰入金 135 万 1 千円を減額、目 13. 第 3 期健やか子ども基金繰入金 444 万円を増額するものでございます。

16 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 1,330 万円の増額補正により、4 億 510 万円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては、目 3. 土木債 420 万円、目 5. 教育債 910 万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 93 億 8,890 万円に 8,160 万円を追加し、94 億 7,050 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第7号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

議案第7号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧ください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額 11 億 650 万円から歳入歳出それぞれ 60 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 710 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の増額補正でございます。

一方、歳入は繰入金の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款1.総務費を60万円増額補正し、2億3,384万1,000円に改めるもので、これは項2.業務管理費の償還金利子及び割引料の使用料過誤納還付金の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。款5.繰入金を60万円増額補正し、4億8,476万円に改めるもので、これは項1.他会計繰入金の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 11 億 650 万円から 60 万円を増額し、11 億 710 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第7号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第8号、工事請負契約の締結について（令和5年度 高見港船揚場（改良）等建設工事）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

議案第8号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和5年度 高見港船揚場（改良）等建設工事」でございます。

工事場所は、多度津町高見となります。

契約の方法は、制限付一般競争入札によるもので、応札業者は4社でありました。

契約金額は6,600万円で、その内消費税額等は600万円でございます。

参考までに、請負比率は96.77%でございました。

工事請負人は、香川県丸亀市土器町北1丁目54番地2、四国土建株式会社 代表取締役 大島 克敏でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3ページに保証証書を、4ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、令和3年度より実施しております高見港で船揚場の建設を実施するもので、船揚場建設工として、施工延長15.0メートル、側壁工（東側）施工延長62.8メートル、西側護岸施工延長48.1メートル、東側用地（の埋立）1,498㎡、西側用地（の埋立）223㎡を整備するものです。

なお、工期につきましては、令和5年12月25日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第8号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第9号、多度津町農業委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、村井 君。

産業課長（村井 崇一）

お早うございます。

議案第9号、多度津町農業委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

本町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日に満了するため、「農業委員会等に関する法律第9条」及び「多度津町農業委員会委員の任命に関する規則」に基づき、令和5年4月3日から5月1日までの期間、農業委員候補者の推薦及び応募の受付を行いました。その結果、農業委員定数14名に対して農業者団体からの推薦が14名ありました。

農業委員の任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱に基づき、5月12日に同委員会を開催し、推薦のあった14名につ

いての審議を行い、14名の候補者について適確であるとされましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、候補者14名を農業委員として任命することについて議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間とするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第9号、多度津町農業委員会委員の任命についての提案説明をさせていただきました。

よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

日程第13. 議案第10号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 10 号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。
現在、教育委員会委員を務めて頂いております 田中 公敏 氏が、令和 5 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、後任として 中津 妙子 氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

中津 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、県内中学校で長きにわたり教鞭をとられた後、平成 29 年度から現在まで本町の少年育成センター所長として勤務頂いており、本町の教育に関して深い識見を有しておられます。

教育行政に対しましても誠意を持って取り組んで頂けるものと思っておりますので、教育委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 4 年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 10 号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 3 議案を建設産業民生常任委員会に、議案第 2 号及び議案第 5 号から第 8 号までの 5 議案を総務教育常任委員会に、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、5 議案を総務教育常任委員会に、3 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

散会 午前 9 時 54 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 5 年 6 月 5 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記